

## JA鳥取県人権・同和問題対策推進本部からのお知らせ

JAグループ鳥取では人権・同和問題に対して、令和3年度より「第8次（2021～2023年度）JA鳥取県人権・同和問題対策推進方針」をもとに、差別と偏見のない社会の実現のために取り組んでいきます。

組合員の方はもとより、地域住民の方にも人権・同和問題が身近な存在であることに気づいてもらうため、第8次期間中（2021～2023年度）も引き続き、人権・同和問題に対する啓発記事を年4回連載します。

### 第30回「思いやりと気づきについて」(地域編)

あなたの暮らす地域でこんなことはありませんか？あなたの身近にある人権の問題について、考えてみましょう。

1. いじめや虐待を疑わせるサインに気づけていますか？

深夜に外出している、不潔な身なりをしている、無表情で脅えやすい、そんな子どもや高齢者がいたら声かけや見守りをしてみましょう。

2. 外国出身の人が排除されていませんか？

異なる文化や価値観に触れることで社会はより豊かに発展します。地域の一員として困りごとがないかなど気にかけてたり、関心を寄せましょう。

3. 身近な場所のバリアフリーに関心を持っていますか？

車椅子や杖を使う人に邪魔な障害物がないか、最寄りの公園や駅など、いつもと違う目線で地域を見てみましょう。

4. 一人暮らしの高齢者や住人がいませんか？

一人暮らし世帯が増えています。あいさつしたときに、普段と違ったところがないかなど、気にかけてみましょう。

人権についてのご相談はこちらまで

#### 【相談窓口】

県庁人権局（県庁本庁舎5階） 0857-26-7677

中部総合事務所県民福祉局 0858-23-3270

西部総合事務所県民福祉局 0859-31-9649

※あなたのお住いの市町村でも相談を受付けています。